



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第17号)

目次

条 例	ページ
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十六号

群馬県条例等の一部を改正する条例

(群馬県条例の一部改正)

第一条 群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「、県たばこ税の申告書又は自動車税環境性能割の申告書」を「又は県たばこ税の申告書」に改め、同項第二号中「、県たばこ税の修正申告書又は自動車税環境性能割の修正申告書」を「又は県たばこ税の修正申告書」に改め、同条第二項中「第四百七十七条の十六第二項又は」を削る。

第二十五条の二第五項第一号中「種別割について」を削り、同条第六項中「の種別割」を削る。

第三十七条の三第二項第五号中「第三十七条の二第五項」を「第三十七条の二第四項」に改め、同条第三項第一号中「掲げる金額(以下この項)を「掲げる金額」と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）」との合計額(次号及び第三号)に改める。

第四十九条の十二中「得た額」の下に「に、法第七十一条の二十五第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額」を加え、「按分」を「按分」に改める。

第七十二条の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第四百四十七条第一項中「(自動車に付加して一体となっている物として施行令第四十四条に定めるものを含む。）」を削り、「当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて」を「その所有者に」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百四十七条の二第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この章において「自動車の取得者」という。）」及び「を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第四百四十七条の三(見出しを含む。))及び第四百四十七条の四(見出しを含む。))中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四百四十七条の六から第四百四十七条の二十三までを削る。

第四百四十八条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四百四十九条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「(同号に係る部分に限る。))」を加え、同条第五項中「する自動車」の下に「で内燃機関を有しないもの」を加える。

第五十条の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(次条第一項及び第五十三条第一項において「新規登録」という。))」に、「第七十七条の十第一項」を「第七十五条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第五十条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「よつて種別割」を「よつて自動車税」に、「自動車税証紙」を「群馬県収入証紙条例(昭和四十一年群馬県条例第六号。以下「証紙条例」という。))に定める自動車税証紙(以下「自動車税証紙」という。))」に、「収納計器」を「証紙代金収納計器(自動車税証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した知事の指定を受けた計器をいう。以下「収納計器」という。))」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改め、同条第二項中「証紙条例施行規則」を「群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号。以下「証紙条例施行規則」という。))

別割」を「自動車税」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第七条の四の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条の四の二に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が」に、「において、前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の下に「(居住年が平成二十八年から令和七年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))を加算した額」を加え、同項第一号中「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「(平成七年法律第十一号)」を加え、同項第二号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第七十五号)」を加え、同条第二項中「附則第七条の四の二第一項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同条を附則第七条の四とする。

附則第七条の四の三第一項中「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。))」に、「前二条」を「前条」に改め、同項の表附則第七条の四第一項の項から附則第七条の四第一項第三号の項までを削り、同表前条第一項の項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「(平成二十三年法律第二十九号)」を加え、同条第二項中「前二条」を「前条」に、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十三条第三項若しくは

第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表を削り、同条を附則第七条の四の二とする。

附則第七条の八第一項及び第二項第一号中「附則第七条の四の二第一項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第七条の九第一項及び第二項第一号中「附則第七条の四の二第一項」を「附則第七条の四第一項」に改め、同項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

附則第八条第二項中「掲げる金額」の下に「と前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))との合計額」を加える。

附則第九条第三項第一号中「、附則第七条の四の二第一項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十条第三項第二号中「、附則第七条の四の二第一項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改め、同条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第三項第二号中「、附則第七条の四の二第一項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十四条第四項第三号、附則第十四条の二第三項第二号及び附則第十四条の四第二項第二号中「、附則第七条の四の二第一項」を削り、「、附則第七条の四第一項及び附則第七条の四の二第一項」を「及び附則第七条の四第一項」に改める。

附則第十五条第一項中「行う法人」の下に「(これらの法人が租税特別措置法第

四十二条の十二の五第四項第四号に規定する特定法人に該当する場合に限る。」を加え、「租税特別措置法第四十二条の十二の五第五項第一号」を「同法第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「第四十二条の十二の五第四項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「百分の三」を「百分の四」に、「若しくは」を「又は」に改め、「同条第一項に規定する」及び「又は当該事業年度終了の時ににおいて当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合」を削り、「同条第五項第三号」を「同項第三号」に、「第四十二条の十二の五第五項第六号」を「第四十二条の十二の五第四項第七号」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二の五第五項」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同条第三項中「附則第九条第十七項」を「附則第九条第十六項」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二の二第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項）に、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第二十二條の十第一項」を「附則第二十三條の五」に、「附則第五十一條第四項」を「附則第五十一條第三項」に、「附則第三十一條第四項」を「附則第三十一條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十一條第五項」を「附則第三十一條第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「いた農用地」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）」を加え、「附則第三十一條第六項」を「附則第三

十一條第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十二條の五第五項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える。附則第二十二條の五の二第三項中「附則第四条の八の二第一項」を「附則第四条の九第一項」に改め、同条第五項中「附則第四条の八の二第四項」を「附則第四条の九第四項」に改める。

附則第二十二條の六から第二十二條の十までを削る。

附則第二十三條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第三項第一号及び次条第三項」を「第三項第一号並びに次条第三項及び第七項」に、「第九条の二第二項」を「附則第五条第一項」に、「附則第五条第一項」を「附則第五条第二項」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「第九条の二第五項」を「附則第五条第四項」に、「第九条の二第六項」を「附則第五条第五項」に、「第三項第三号」を「第一号」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第四項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条第六項に規定するものをいう。次号、第三項第三号及び第四項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条、次条及び附則第二十三條の三第一項第二号において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

附則第二十三條第一項第二号中「第四百七十七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車（第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。）を「軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第四項第三号において同じ）」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和

四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百七十七条の七第三項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号）を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に規定する排出ガス保安基準（以下この号及び次項各号）」に、「第九条の二第三項」を「附則第五条の二第二項」に、「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第三号中「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものを用いる。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項中「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第四百四十九条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号」を「第四百四十九条第一項」に、「令和四年四月一日から令和七年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日」に、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項」を「令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年

度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同条第七項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同条第十三項に規定するもの

附則第二十三条第四項の表を削る。

附則第二十三条の二第一項中「第四百四十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第四項中「第四百四十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「種別割」を

「自動車税」に改め、同条第七項中「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車」に改める。

附則第二十三条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第四百七十七条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十三条の四（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。
附則第二十三条の五を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第二十三条の五 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車又は法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車は、次に掲げる自動車で施行令附則第三十条第二項で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四百四十七条第一項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持

出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

附則第三十四条中「附則第七条の四の二第三項及び附則第七条の四の二第三項」を「附則第七条の四第三項及び附則第七条の四の二第三項」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する群馬県条例の一部改正）

第二条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する群馬県条例（昭和二十七年群馬県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の種別割」を削る。

第一条の二の見出し及び同条中「の種別割」を削り、同条第一号中「(自動車に付加して一体となつてゐる物として地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第四十四条で定めるものを含む。)」を削る。

第二条の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「第七十条の十第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削る。

第二条の二(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第四百七十七条の十二第一項」を「第五十条の二第二項」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

(群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、

同項第一号中「当該特別償却設備」の下に「(法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを用い供する減価償却資産を除く。次号において同じ。)」を加え、同条第三項中「償却資産」の下に「省令第二条第三号に規定する償却資産をいい、」を加える。

(群馬県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 群馬県県税条例の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項及び第四項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の群馬県県税条例

(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税

については、なお従前の例による。

2 新条例第四十九条の十二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十一条の十第二項の規定による納期限が到来する県民税の利子割について適用し、施行日前に同項の規定による納期限が到来する県民税の利子割については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例附則第十五条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十条の二の二第一項に規定する代替家屋の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「家屋(福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

3 新条例附則第二十条の二の二第二項に規定する土地の取得が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「土地(福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「土地」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 施行日前に群馬県県税条例第四百一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四百二十二条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百一条第六項の規定に該当するに至つ

た場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の群馬県税条例(以下「旧条例」という。)第四百四十七条の十六第一項、第四百四十七條の十七第一項又は附則第二十二條の十第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第四百四十七條の十六第五項、第四百四十七條の十七第二項若しくは附則第二十二條の十第二項の規定による還付又は旧条例第四百四十七條の十六第六項(旧条例第四百四十七條の十七第四項において準用する場合を含む。)若しくは附則第二十二條の十第三項の規定による充當については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第二十三條の五第一項の規定により納税義務を免除される令和元年度から令和三年度までの各年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る同條第二項の規定による還付又は同條第三項の規定による充當については、なお従前の例による。

6 新条例附則第二十三條の五第一項の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「二十八旧法」という。)附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。)は総務大臣が地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十四條第一項の規定により指定して公示した新条例附則第二十三條の五第一項に規定する自動車等持出困難区域(以下この項において「自動車等持出困難区域」という。)と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一

部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)の施行の日以後最初に総務大臣が二十八旧法附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月十一日)は新条例附則第二十三條の五第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日と、それぞれみなす。

(軽自動車税に関する経過措置)

第七条 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
